



京都市
CITY OF KYOTO
京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



事業者排出量削減計画書制度における第五計画期間計画書のとりまとめ結果

京都市では、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、京都市地球温暖化対策条例に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出削減を図るため、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表しています（「事業者排出量削減計画書制度」(別紙)）。

この度、第五計画期間（令和5～7年度）における計画書を取りまとめました。

1 温室効果ガス排出量削減計画

市内の特定事業者^{※1}（137者）から提出された排出量削減計画書の内容を取りまとめた結果、第五計画期間^{※2}における温室効果ガス削減計画は、表1のとおりとなりました。

期間中の事業者全体の総排出量（年平均値）は、126.7万トンで、当該計画期間における基準年度排出量^{※3}146.3万トンから、13.4%削減する計画となっています。

また、全ての部門において目標削減率（業務6%、産業4%、運輸2%）を上回る計画となっており、再エネ電力の導入や高効率設備への更新等、脱炭素化に向けた事業者の積極的な取組が拡大しています。

※1 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上となる事業者等の要件に該当する事業者（京都市地球温暖化対策条例 第2条第1項第7号）

※2 三箇年ごとに計画期間を定めており、第五計画期間は令和5～7年度

※3 前計画期間(令和2～4年度)における事業者ごとの平均排出量(基準年度排出量)を合計した値

表1 特定事業者の温室効果ガス排出計画（第五計画期間：令和5～7年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量からの増減割合(%) ^{※5}
		基準年度 (R2～R4 ^{※4})	計画値 (R5～R7 ^{※4})	
計	137	146.3	126.7	▲13.4
業務部門	84	93.6	87.3	▲6.8
産業部門	32	36.2	24.6	▲32.0
運輸部門	21	16.5	14.8	▲10.1

※4 基準年度は計画期間の直前三年度の平均値とし、実績値は計画期間における平均値としている。

※5 増減割合は、各部門の総排出量的小数第2位以下を四捨五入しているため、一致しない場合がある。

○ 部門別の主な温室効果ガス排出削減の取組

<業務部門>

- ・各事業者における再エネ電力の導入
- ・高効率設備の導入および稼働の適正化（LED照明、空調等）

<産業部門>

- ・各事業者における再エネ電力の導入
- ・設備機器の更新および運用の継続的な改善等
- ・高効率設備の導入（LED照明、空調等）

<運輸部門>

- ・省エネ車両、次世代自動車の導入
- ・効率的な配車および運行管理の実施

2 総合評価結果

提出された削減計画書を基に本市が削減計画の総合評価を実施した結果、部門別の内訳は以下のとおりとなりました（表2）。137者のうち、約6割がA評価以上の計画となっています。また、S評価事業者（23者）は、表3のとおりです。

表2 第五計画期間の計画評価（部門別）

（単位：者）

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
業務	11	33	31	9	0	84
産業	10	14	6	2	0	32
運輸	2	14	3	2	0	21
計	23	61	40	13	0	137

<S評価> 市の定める目標削減率を1.5倍以上達成しており、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量^{※1}の削減及び重点対策^{※2}実施率においても優れた実績を上げている事業者

<A評価> 市の定める目標削減率を達成している事業者

<B評価> 市の定める目標削減率は達成していないが、目標削減率の半分以上の達成、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の実績を上げている事業者

<C評価> 市の定める目標削減率を達成していない事業者

<D評価> エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等に取り組めていない事業者

※1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者ごとに設定した事業活動の指標（延床面積や製品の製造量など）で除すことにより計算したもの

※2 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から、実施を推奨され得るものとして本市が定める対策

4 報告書類等の公表

提出された報告書等については、本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323459.html>

事業者排出量削減計画書制度の概要

1 特定事業者の該当要件

市域内において、下表の要件のいずれかに該当する事業者を「特定事業者」と定める。

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500kL以上の事業者
大規模輸送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック 100台以上を保有する運送事業者 ・バス 100台以上 // ・タクシー 150台以上 // ・鉄道車両 150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

2 事業者排出量削減計画書制度における総合評価の概要

